



福祉施設職員のための 退職金制度があります

安心して働くためには、就職先の
退職金制度を知ることが大切です。

社会福祉施設職員等退職手当共済制度の特徴

1 職員の負担金なし

退職金の掛金は、退職手当共済制度に加入している雇用者（社会福祉法人）が支払います。

2 転職しても期間を通算できます

転職や復職の場合でも、退職手当共済制度加入施設であれば、加入期間を通算する仕組みがあります。

被共済職員期間が1年以上あり、退職後3年以内に当制度に加入している施設に再び勤務した場合

3 長く勤めるほど高くなる支給水準

国家公務員の退職手当にならった制度設計で勤続年数が長いほど退職手当金額が多くなります。



独立行政法人 福祉医療機構 退職手当共済制度

問1：どんな制度？

社会福祉法人の社会福祉施設などにお勤めの職員の方のための退職金制度です。毎年の掛金は原則として、国、都道府県、事業主の三者が負担し、職員本人の負担はありません。

問2：この制度はどのくらい利用されているの？

平成30年現在、契約者数1万7千件（社会福祉法人全体の約88%が加入）、施設数6万2千施設、職員数約86万人の方にご加入いただいています。

問3：加入している事業主はどのように確認できるの？

福祉人材センターが運営する求人情報サイト『福祉のお仕事』に掲載されている求人票の「福祉医療機構退職手当共済制度加入の有無」欄で確認できます。記載がない場合や、福祉人材センターに求人票がない場合は、就職希望先に直接問い合わせてみてください。

問4：だいたい、いくらくらい支給されるの？

各年数を勤めた場合の本俸の平均額から見込まれる退職金額です。ご参考としてご覧ください。

勤務年数 (被共済職員期間)	5年	10年	15年	20年	25年
本俸*の平均額 (*俸給表に定める額)	20万円	22万円	25万円	28万円	30万円
退職金支給見込額	50万円	115万円	270万円	572万円	874万円